

平成 27 年 6 月 11 日

株主各位

## 第 56 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 会社の支配に関する基本方針
- ・ 連結注記表
- ・ 個別注記表

上記の事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト  
(<http://www.yskf.jp/ir/kabunusisoukai.html>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

焼津水産化学工業株式会社

## 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為（下記(3)②aに定義されます。以下同じとします。）について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、それが当社の企業価値の向上または株主の皆様共同の利益に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年に亘り培った企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者またはグループが当社の議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することで、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び定款によって許容される限度において当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることを基本方針といたします。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、基本方針の実現に資する取組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めております。

#### ① 3カ年中期経営計画「Change & Challenge」

当社グループは、平成25年度から平成27年度までの3カ年中期経営計画「Change & Challenge」を策定し、新たな価値を創造し続けるグローバルな企業グループを目指し、「1. 企業集団の現況 (4) 対処すべき課題」に掲げる基本方針及びこれらに基づく4つの重点施策を着実に進展させることで、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めています。その詳細につきましては、招集ご通知の6頁の「1. 企業集団の現況 (4) 対処すべき課題」の箇所をご参照ください。

#### ② コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレートガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。

当社の取締役会は社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、法令等で定められた事項及び経営上の重要事項を審議・決定しています。監査役会は社外

監査役2名を含む3名で構成され、監査役は取締役会やその他重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の業務執行を監査しています。また、当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名のうち1名について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。かかる独立役員については、取締役会等における業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べる等、一般株主の利益保護のための行動をとることが期待されます。

こうした経営体制のもとで、会社法及び金融商品取引法に準拠した内部統制システムの構築、リスクマネジメント・コンプライアンス関連の各種委員会を設置・運営することで具体的な施策を推進しています。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、平成24年5月11日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を継続することを決議し、平成24年6月28日開催の当社第53期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの概要は、以下のとおりです。

#### ① 本プランの目的

当社は、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様の意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会（下記②eに定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同所有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成24年5月11日開催の取締役会において、本プランによる買収防衛策の継続を決定し、平成24年6月28日開催の第53期定時株主総会にて、株主の皆様よりご承認いただきました。

## ② 本プランの内容について

### a. 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の(a)乃至(c)のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。）またはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

(a)当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

(b)当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

(c)上記(a)または(b)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数の場合を含みます。以下本(c)において同じとします。）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主に限ります。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同所有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれ

らの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

b. 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面及び当該署名または記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。

c. 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、大規模買付情報を提供していただきます。当社取締役会または特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。

d. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとしします。

e. 特別委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役並びに社外有識者の3名以上から構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置します。

f. 特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、

特別委員会は、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである等一定の事情を有していると認められる者であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご意見を伺うべく当社株主総会を招集することができるものとします。

#### g. 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。ただし、会社法その他の法令等及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

#### ③ 本プランの有効期間及び継続について

本プランの有効期間は、当社第53期定時株主総会において本プランによる買収防衛策継続に関する承認議案が承認可決された時点から当該定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者または当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または(ii)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

#### (4) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、本プランは、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的とするものであり、基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは、(i)株主、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高

めるため、事前の開示がなされていること、(ii)本プランの存続が株主の皆様  
の意思に係らしめられていること、及び(iii)経営者の保身のために本プランが濫用  
されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の  
発動の是非を判断する場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとして  
いること等から、当社取締役会は、本プランは当社の企業価値または株主の皆様  
共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の取締役の地位の維持を目的とす  
るものでもないと考えております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 マルミフーズ株式会社  
大連味思開生物技術有限公司  
UMI ウェルネス株式会社

### (2) 持分法の適用に関する事項

関連会社については、該当しないため持分法を適用しておりません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大連味思開生物技術有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

### (4) 会計処理基準に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券

###### その他有価証券

###### ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

###### ・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (ロ) たな卸資産

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産

提出会社及び国内連結子会社

###### （リース資産を除く）

定率法

ただし提出会社の焼津工場の建物、機械及び装置は定額法

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法

在外連結子会社

当該国の会計基準の規定に基づく定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

・建物及び構築物 10年～31年

・機械装置及び運搬具 4年～10年

##### (ロ) 無形固定資産

提出会社及び国内連結子会社は定額法を採用し、在外連結子会社は当該国の会計基準に基づく定額法

###### （リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用

可能期間（5年）に基づく定額法

##### (ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(ロ) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

提出会社

従業員の退職金給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき計上しています。

国内連結子会社

従業員の退職金給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の額に基づき計上しています。

⑤ のれんの償却方法及び  
償却期間

5年の定額法により償却しております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しています。

2. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「商品及び製品」に含めていた一部たな卸資産について、計上科目の見直しを行い、当連結会計年度より「仕掛品」へ表示方法の変更を行っております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 11,228,921千円

(2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	11,425千円
土地	185,587千円
計	197,012千円

(注) 上記資産は、協同組合焼津加工センターの金融機関からの借入金に対して担保に供していません。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	13,056,198	—	—	13,056,198
合計	13,056,198	—	—	13,056,198

(2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

(イ) 平成26年6月26日開催の第55期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 206,302千円
- ・ 1株当たり配当額 16円
- ・ 基準日 平成26年3月31日
- ・ 効力発生日 平成26年6月27日

(ロ) 平成26年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 128,938千円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 平成26年9月30日
- ・ 効力発生日 平成26年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの平成27年6月26日開催の第56期定時株主総会において次の通り付議いたします。

- ・ 配当金の総額 173,600千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 14円
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月29日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品に対する取組方針について

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（自己資金または銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

また、運用についてはリスクの高いものは排除し、安全確実な運用に限定しており投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、極力リスク回避するよう努めております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが80日以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。リース債務は主に機械関係リースであるため、金利についての変動リスクはありません。デリバティブ取引は、基本的に取り扱わない方針であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

提出会社は営業管理規程及び与信限度管理規程に従い、営業債権について各営業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、提出会社の債権管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引は実施していません。

#### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

提出会社の営業債権債務は、一部子会社取引を除き、そのほとんどの取引先が日本国内であり、円貨での決済であるため為替の変動リスクは僅少であります。

また、借入金及びリース債務についての支払金利の変動リスクは、基本的に固定金利であるため、その変動リスクはほとんどありません。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は存在しませんが、新規開始の場合は取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当の承認を得て行う方針であります。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

提出会社は、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理・回避しております。連結子会社においても、資金繰り計画を作成するなど提出会社と同様な管理を行い、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. を参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,882,275	4,882,275	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,266,043	4,266,043	—
(3) 投資有価証券	3,197,850	3,197,850	—
資産計	12,346,170	12,346,170	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,908,056	1,908,056	—
(2) 短期借入金	1,000,000	1,000,000	—
(3) 1年以内返済予定の長期借入金	200,000	200,000	—
(4) 未払法人税等	323,583	323,583	—
(5) 長期借入金	1,100,000	1,100,347	347
負債計	4,531,639	4,531,987	347

(※) デリバティブ取引は該当ありません。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

② 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年以内返済予定の長期借入金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を残存期間で新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	18,162

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,882,275	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,266,043	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
(1) 国債・地方債等 その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—
(2) 債券(社債)	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
合計	9,148,319	—	—	—

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	200,000	1,100,000	—	—	—	—
合計	200,000	1,100,000	—	—	—	—

#### 6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,548円01銭  
(2) 1株当たり当期純利益 53円59銭

#### 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、また、1株当たりの数値は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

(イ)子会社株式

移動平均法による原価法

(ロ) 其他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、焼津工場の建物、機械及び装置は定額法

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～31年

機械及び装置 10年

#### ② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### ④ 長期前払費用

期間均等償却

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき退職給付引当金または前払年金費用として計上しています。

### (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しています。

## 2. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において「商品及び製品」に含めていた一部たな卸資産について、計上科目の見直しを行い、当事業年度より「仕掛品」へ表示方法の変更を行っております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,619,400千円

(2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	11,425千円
土地	185,587千円
計	197,012千円

(注) 上記資産は、協同組合焼津加工センターの金融機関からの借入金に対して担保に供していません。

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	303,980千円
② 長期金銭債権	210,255千円
③ 短期金銭債務	13,174千円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	269,178千円
仕入高	136,301千円
販売費及び一般管理費	1,139千円
営業取引以外の取引高	37,609千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	162,263	493,908	—	656,171
合計	162,263	493,908	—	656,171

(注) 普通株式の自己株式の増加は取締役会決議に基づく取得493,700株、単元未満株式の買取り208株であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	35,046千円
未払事業税	25,144千円
長期未払金	3,394千円
有価証券評価損	17,730千円
その他	12,143千円
繰延税金資産合計	<u>93,460千円</u>
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	17,833千円
前払年金費用	17,167千円
その他有価証券評価差額金	542,764千円
繰延税金負債計	<u>577,766千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>484,306千円</u>

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動資産－繰延税金資産	68,835千円
固定負債－繰延税金負債	553,142千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率(調整)	35.35%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.46%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.08%
住民税均等割	1.67%
試験研究費等の税額控除	△2.16%
評価性引当額の増加	1.78%
その他	0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>37.10%</u>

### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.3%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.0%となります。この税率の変更による影響は軽微です。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有者) 割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	マルミフーズ株式会社	100	水産物の加工・販売	直接 (100)	兼任 1名	当社商品 の仕入先	受取 賃貸料	30,940	その他 (流動負債)	2,751
							受取利息	4,488	その他 (流動負債)	459
							資金の 貸付	360,000	関係会社 短期貸付金	260,000
							資金の貸 付回収	400,000	関係会社 長期貸付金	30,000

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

1. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれていません。
2. 受取賃貸料については、第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,538円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 52円73銭    |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、また、1株当たりの数値は表示単位未満を四捨五入して表示しております。